第二条	法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）	法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）
第二条第四号	法第二十六条の二の規定	法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定
第二条第七号	次条	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令（平成二十四年財務省令第十六号）第四条
第六条の二	別表第四	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令別表

（株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例）

第四条　株式会社国際協力銀行法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設ける勘定は、株式会社国際協力銀行会計省令第二条の二の規定にかかわらず、次に掲げる勘定とする。

一　法第二十六条の二第一号に掲げる業務に係る勘定　一般業務勘定

二　法第二十六条の二第二号に掲げる業務に係る勘定　特別業務勘定

三　駐留軍再編促進金融業務に係る勘定　駐留軍再編促進金融勘定

（削る）

（削る）

（削る）

第二条	法及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）	法、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）
第五条第一項	財務諸表	財務諸表及び勘定別財務諸表
第六条	附属明細書	附属明細書及び勘定別附属明細書

（勘定区分）

第四条　駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

一　法第十一条各号に掲げる業務に係る勘定　国際協力銀行業務勘定

二　駐留軍再編促進金融業務に係る勘定　駐留軍再編促進金融勘定

（勘定別附属明細書の特例）

第五条　株式会社国際協力銀行会計省令第六条の規定にかかわらず、財務諸表に添付する附属明細書において勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別附属明細書の作成を要しない。

（勘定別情報の作成）

第六条　会社が連結財務諸表を作成したときは、別表の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。

（区分経理に係る会計処理の原則）

第七条　会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

一　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。

二　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。